

事業名	重点施策	横断的 施策	事業概要	事業期間	令和5年度 事業費 (単位:千円)	担当課
<b>基本施策16 住環境の確保</b>						
<b>(1)住宅整備の支援</b>						
山口県複合単価表データ 使用料			山口県が作成する建築工事複合単価表は、単価調査を担当する2財団法人にデータ使用料を払い、相手方の承諾を受けて、県から単価表の提供を受けている。今までは、年4回の単価改定であったが、近年の急激な物価高騰に素早く対応するため、令和5年度から毎月(年12回)の単価改定となったため、データ使用料も改定されることとなった。	R2以前～ R10以降	347	建築住宅課
建築営繕積算システム利用料			公共建築工事の発注に当たっては、積算業務に膨大な労力と時間を要し、しかも業務が時期的に集中する課題がある。建築営繕積算システムは、山口県が作成する建築工事複合単価表を電子データで対応できる唯一の積算ソフトであり、これを用いることで、検算作業の省力化、複数年度にまたがる事業の単価更新作業の効率化を図ることができる。	R2以前～ R10以降	584	建築住宅課
石綿に関する講習受講事業			石綿障害予防規則等の改正により、解体工事(床面積の合計80㎡以上)、建築物・特定工作物の改修工事(請負金額100万円以上)等の工事は、令和4年4月から事前調査結果等を労働基準監督署に届出が必要になり、令和5年10月から事前調査ができるものを厚生労働大臣が「一般建築物石綿含有建材調査者」等として定めた。「石綿作業主任者技能講習」については、事前調査だけでなく比較的飛散が少ないレベル3の石綿作業計画等についても改正されており、発注者としての知識取得が必須となっている。また、「一般建築物石綿含有建材調査者」の受講資格のひとつでもある。	R4～ R6	165	建築住宅課
住宅リフォーム資金助成制度			リフォームを行う民間住宅の所有者に対し、山陽小野田市住宅リフォーム資金助成金交付要綱に基づき助成金を支給する。助成金の額は工事費の10%、限度額7万円で、市内業者の施工によるものに限る。	R2以前～ R10以降	10,000	建築住宅課
住宅・建築物耐震化促進事業			住宅の地震に対する安全性の向上を図り、地震に強いまちづくりを推進する。昭和56年5月31日以前に着工された木造住宅の耐震診断及び耐震改修を実施する者に対して補助金を交付する。	R2以前～ R10以降	2,480	建築住宅課
<b>(2)市営住宅の適正管理</b>						
市営住宅経常修繕			市営住宅は老朽化した建物が多く、入居者からの修繕要望が多い。それに対し、内容を確認の上、必要に応じて業者に修繕を依頼し、小規模な修繕は直営で実施する。市営住宅の適切な管理と入居者の居住環境の改善を図る。	R2以前～ R10以降	21,601	建築住宅課
市営住宅消防設備点検			市営住宅に設置している消防設備について、消防法第17条の3の3に規定する法定点検を行う。	R2以前～ R10以降	3,120	建築住宅課
市営住宅給水設備保守管理			市営住宅の入居者に安全な水を供給するために、各給水設備の定期的な保守管理(点検、水質検査、清掃など)を行う。	R2以前～ R10以降	7,865	建築住宅課
市営住宅エレベーター保守管理			市営住宅(萩原団地1号棟、神帆団地D棟、古開作第二団地H-1棟、同H-2棟)にある昇降機の安全性を維持するため、定期点検を業者委託(年間契約)において行う。	R2以前～ R10以降	4,062	建築住宅課
市営住宅空き家具撤去			身寄りのない単身の入居者が死亡した場合や無断退去等により家財が放置された住宅は、住環境の悪化に繋がるため専門業者に委託し家財撤去を行う。また、公募を行った市営住宅において、新たな入居者が入居できるようハウスクリーニングを行う。	R2以前～ R10以降	1,474	建築住宅課
市営住宅用地借り上げ			市営住宅23団地のうち、住宅用地が借地であるものが1団地、駐車場用地が借地であるものが1団地あるため、その借地料を予算措置する。早期の返還を目指す。	R2以前～ R10以降	346	建築住宅課

事業名	重点施策	横断的 施策	事業概要	事業期間	令和5年度 事業費 (単位:千円)	担当課
市営住宅浄化槽の空家補償			市営住宅23団地のうち、浄化槽を使用している団地は6団地あるが、うち5つの団地において、空家の戸数に応じて浄化槽維持費の補償を行っている。これは、団地内に空家が増えて浄化槽維持管理費の支払い世帯が少なくなった場合に、入居世帯に負担のしわ寄せが来るのを避けるためである。(平成29年度に神帆が浄化槽廃止。平成31年度から大河内に補償開始)	R2以前～ R10以降	3,321	建築住宅課
市営住宅使用料滞納整理事業			催告書・警告書の発送による文書指導、訪問・電話等による面談指導、高齢者能力活用団体(シルバー人材センター)の徴収専門員の活用や、悪質な滞納者に対しては訴訟により市営住宅使用料等の納付を促し、公平性を確保する。	R2以前～ R10以降	4,711	建築住宅課
市営住宅草刈			市営住宅の空家敷地、団地法面等に繁茂する雑草の適正管理は、市住入居者又は地元自治会からの要望が強いが、対応できる職員数が限られる中、箇所数が多く面積も広いため後手後手になっている。また、場所によっては危険であったり機械を必要とするなど、地元や職員で対応できないところが多い。傾斜地での作業や予防的除草剤散布の技術を持つ専門業者への業務委託を増やし、職員が本来の事務作業に集中できる環境を整える必要がある。	R2以前～ R10以降	757	建築住宅課
市営住宅樹木伐採・剪定			市営住宅敷地内の伐採や剪定は市住入居者又は地元自治会からの要望が強いが、危険であったり機械を必要とするなど、地元や職員で対応できないところが多い。高木の伐採等を緊急度の高いところから実施する。	R2以前～ R10以降	500	建築住宅課
市営住宅消防設備点検(臨時)			消防設備点検(経常)によって不具合が発見された場合に、消火器の取替え等を行う。また、古開作第二団地の連結送水管の耐圧試験を3年に1度実施する。	R2以前～ R10以降	3,617	建築住宅課
市営住宅内の住宅用火災警報器の取替え			平成18年の改正消防法の施行により、全ての住宅に住宅用火災警報器の設置が義務付けられ、山口県内では、既存住宅の設置義務は、平成23年6月1日から適用となった。平成20年度から3年間かけて、各市営住宅に順次取り付けていったが、設置から10年を経過するものは、電池切れや機器の異常が生じやすくなり、消防局も住宅用火災警報器の交換を指導しているため、市営住宅にある3,431個の警報器の取替えを行う。	R2以前～ R10以降	509	建築住宅課
市営住宅分電盤開閉器点検			平成25年度に分電盤開閉器の故障により、電気製品の破損事故が発生し、発生した棟の全戸の点検を実施したところ事故発生以外でも故障が見つかった。経年劣化などによる緊急度の高い住宅から、業者に委託し順次点検を実施する。漏電に伴う火災発生及び家電製品の破損事故発生の未然防止を図る。	R2以前～ R10以降	72	建築住宅課
市営住宅検定満期水道メーター等の取替工事			計量法で定められた水道メーターの定期的な取替えを実施し、市営住宅の住環境を向上させるとともに、毎年度実施する維持管理の適正化を図る。	R2以前～ R10以降	6,735	建築住宅課
住民情報系システム帳票アウトソーシング事業			通知書の印刷・封入作業は、決められた期間内に本来業務と並行して行わなければならない、時間外の作業も発生している。また現在のように市で印刷を行う場合、プリンターやパスターなど専用機器の維持費も恒常的にかかっている。県内5市2町による住民情報系システムの共同調達(やまぐち自治体クラウド)において、帳票作業・封入封緘サービスの委託を行う。	R2以前～ R10以降	197	建築住宅課
市営住宅昇降機修繕工事			市営住宅のすべての昇降機4基で修繕が必要である。古開作第二団地H-1棟とH-2棟は、桟やドア周りのサビで穴が開きつつある。神帆団地D棟と萩原団地1棟は、乗り場の敷居がサビで停止・故障する場合もあり、早急に敷居の交換が必要である。萩原団地1棟では、定電圧装置、かご用ブーリー等の修繕も必要である。総額で11,861千円必要なので、3年間で平準化して修繕する。	R4～ R7	3,094	建築住宅課

事業名	重点施策	横断的 施策	事業概要	事業期間	令和5年度 事業費 (単位:千円)	担当課
市営住宅屋根防水工事			萩原団地を調査したところ、116棟の屋根の防水シートが裂けており、改修が必要なが判明したため改修を行うものである。	R5～ R5	5,967	建築住宅課
アスベスト調査事業			建築物の改修等の工事においては、令和3年4月からアスベスト事前調査が義務化されたことから、市営住宅の改修等の工事においてもアスベストの事前調査を行う必要がある。アスベストの有無により、工事の設計額が大幅に変わってくることから、事業の効率的かつ円滑な実施を図るためにもアスベストの調査が必要となる。	R5～ R10以降	1,692	建築住宅課
石綿建材撤去工事			アスベストが含まれていることが調査により判明した建築物について、所有者である市がアスベスト対策を行う必要があるため、建材の撤去工事を行う。市営住宅の安全性を確保し、適正な維持管理を図る。	R5～ R5	5,016	建築住宅課
市営住宅解体工事(単独)			山陽小野田市市営住宅等長寿命化計画に基づき、老朽化した市営住宅を計画的に解体していく。防犯上及び安全上危険な空家をなくし市営住宅団地内外の居住環境を改善するとともに、将来的に負担を先送りすることなく、計画的に市営住宅ストックを管理していく。	R2以前～ R10以降	65,480	建築住宅課
長寿命化計画に基づく市営住宅改善事業			令和3年度策定の山陽小野田市市営住宅等長寿命化計画に基づき、市営住宅の安全性の確保、劣化の低減、耐久性及び居住性の向上等のため改善事業を計画的に実施し、適正な維持管理を行い長寿命化を図る。	R2以前～ R10以降	151,462	建築住宅課
長寿命化計画に基づく市営住宅建替え事業			令和3年度策定の山陽小野田市市営住宅等長寿命化計画に基づき、耐用年数超過により安全性や設備水準が低い市営住宅の建替事業を計画的に実施し、市営住宅の安全性及び住宅の質の確保等により、現状の社会情勢や住生活を取り巻く環境に合わせた対応を図る。	R5～ R10以降	86,490	建築住宅課
漁民アパート入居者移転促進			本団地は、昭和43年度と昭和45年度に建設されており、築50年を経過し、老朽化している。また、その土地が借地であることから、市営住宅としての用途を廃止し、土地を賃借人に返還するため、入居者に移転料等を支払い、入居者の円滑な移転を図る。	R2以前～ R10以降	580	建築住宅課

## 基本施策17 公園・緑地の整備・保全

## (1)都市公園の整備と管理

公園管理運営事業			江汐公園をはじめとした大小65箇所の都市公園等について、指定管理者制度の導入や管理委託契約を締結し、清掃、草刈、剪定、消毒、修繕等の維持管理及び施設の受付等運営業務を行う。	R2以前～ R10以降	135,359	都市計画課
公園施設維持補修事業			江汐公園をはじめとした大小65箇所の都市公園等において老朽化した施設について、利用者の安全確保のため、適宜、修繕等を行う。	R2以前～ R10以降	8,008	都市計画課
大規模公園環境美化事業			竜王山公園、若山公園、江汐公園、物見山公園のソメイヨシノは、近年、テング巢病に感染した桜が目立つようになっている。よって、テング巢病感染部の枝を切除するとともに、テング巢病が重症化したソメイヨシノについては、伐採し、テング巢病に強い品種の桜(エドヒガン等)に更新する。	R2以前～ R10以降	3,000	都市計画課
遊具定期点検事業			平成30年度より、都市公園の管理は政令で定める「都市公園の維持および修繕に関する技術的基準」に適合するよう行うことが義務付けられたため、専門技術者による点検を行う。	R2以前～ R10以降	1,749	都市計画課
リース車更新事業			令和4年7月から令和10年6月まで(72ヶ月間)の長期継続契約を締結した。今後は市内公園や街路樹の維持管理及び市民からの苦情に迅速に対応できるようにリース車を活用していく。	R4～ R10以降	301	都市計画課

事業名	重点施策	横断的 施策	事業概要	事業期間	令和5年度 事業費 (単位:千円)	担当課
テニスコート改修事業		スマイル エイジ ング	都市公園内にあるテニスコート3箇所(江汐公園、浜河内緑地、須恵健康公園)について、不陸、ラインの破損が発生しているため計画的に改修を行う。	R2以前～ R10以降	28,350	都市計画課
管理施設改修事業			都市公園内にある管理施設について、長寿命化を図るための改修等を行う。	R4～ R10以降	862	都市計画課
遊戯施設改修事業		スマイル エイジ ング	都市公園内にある遊戯施設について、長寿命化を図るための改修及び要望等のある遊戯施設の新規設置を行う。	R2以前～ R10以降	3,120	都市計画課
竜王山公園オートキャンプ場施設等更新事業			竜王山公園オートキャンプ場の各施設について、老朽化が進んでいるため、更新を行う。	R4～ R10以降	10,199	都市計画課
<b>(2)緑化の推進と保全</b>						
支障樹木剪定伐採事業			都市公園等にある樹木が生長し、隣接地(民家)に支障となることを防ぐため、適宜剪定や、伐採を行う。	R2以前～ R10以降	1,626	都市計画課
枯損木処理事業			枯損木は倒壊などの危険性があるため、公園の安全を確保するために、適宜、伐採を行う。	R2以前～ R10以降	400	都市計画課
糸根公園松くい虫防除事業			市指定文化財となっている糸根公園の松について、適切なサイクルで薬剤を樹幹注入し、松枯れの予防対策を行う。	R2以前～ R10以降	396	都市計画課
街路樹剪定事業(毎年実施路線)			道路の通行や沿線住民の生活に支障のないよう、枝葉の伸びが早い街路樹(高木、低木、交通障害)を毎年剪定する。 県道4路線(妻崎開作小野田線、小野田美東線、小野田停車場線、小野田港線) 市道7路線(日の出町船越線、旭町後湯線、栄町六十番線、中川六十番通り線、新沖線、大学通り線、住吉若沖線)	R2以前～ R10以降	10,381	都市計画課
街路樹剪定事業(不足分)			街路樹が一部巨木化しており、通常の剪定業務により対応が困難なものについて剪定を行う。(市道中川亀の甲線)	R5～ R10以降	1,360	都市計画課
街路樹剪定事業(数年毎実施路線)			道路の通行や沿線住民の生活に支障のないよう、おおむね3年～4年に一度、街路樹(高木)の剪定をする。 市道12路線(中川亀の甲線、公園通り丸河内線、港長沢線、港若山線、セメント町西線、海岸通り線、小野田須恵線、六十番堤塘線、西の浜雀田線、本町古開作線、竜王山線、下村西下津線)	R2以前～ R10以降	1,868	都市計画課
街路樹剪定事業(低木・交通障害)			街路樹のうち、低木または交通障害となっているものについて剪定を行う。	R2以前～ R10以降	1,939	都市計画課
緑地帯維持事業			桜川沿いの市道厚狭駅南5号線の緑地帯について、環境整備を行う。	R2以前～ R10以降	412	都市計画課
街路樹管理事業			生長が著しい樹木は、街路樹帯を隆起させるなどして、交通の障害となっている。剪定時期に合わせて樹木の生長を抑制する薬剤を注入し、破損している街路樹帯(年間10箇所程度)の補修も行う。	R2以前～ R10以降	1,541	都市計画課
都市緑化推進事業			山陽小野田市緑化推進協議会の活動である都市緑化祭や希望の森植樹祭などの開催支援を行う。	R2以前～ R10以降	340	都市計画課

事業名	重点施策	横断的 施策	事業概要	事業期間	令和5年度 事業費 (単位:千円)	担当課
<b>基本施策18 水道の安定供給と下水道の充実</b>						
<b>(1)安全で安心な水の供給</b>						
飲用井戸等設置補助事業			水道事業及び簡易水道事業による給水区域以外のいわゆる未給水区域の市民においては、飲用水等確保のために各戸の負担によって井戸施設整備を余儀なくされている状況である。こうした状況下にある市民が、飲用水等のより安定的な確保を図るために飲用井戸等の整備に要した経費の一部について、予算の範囲内で補助金を交付するものである。	R2以前～ R10以降	400	環境課
<b>(2)災害に強い強靱な水道の構築</b>						
配水施設整備事業			老朽化した配水施設の更新	R1以前～ R9以降	532,648	水道局
<b>(3)水道事業運営の持続</b>						
市民サービス向上事業			災害時の備蓄用及び水道使用者に水道の役割についてより一層の理解を得るため、水道展等で森響水を活用する。	R1以前～ R9以降	1,200	水道局
水資源環境保全事業			水源水質の保全を目的に取得している水源涵養林の整備・活用を図る。	R1以前～ R9以降	230	水道局
<b>(4)下水道の整備と管理</b>						
下水道管渠整備事業			国土交通省から令和8年度までに汚水処理施設の整備について概成するよう求められている。これに伴い本市の汚水処理施設整備構想を見直し、全体計画区域の縮小を行うとともに令和8年度の公共下水道整備進捗率が95%を達成できるように努める。	R2以前～ R10以降	466,232	下水道課
下水道管渠長寿命化事業			ストックマネジメント計画に基づき、老朽化した管路施設(管渠、マンホールポンプ、マンホール、マンホール蓋等)の計画的な改築・更新を行う。	R2以前～ R10以降	25,000	下水道課
処理場・ポンプ場長寿命化事業			小野田水処理センターは、昭和56年供用開始、山陽水処理センターは、平成元年供用開始、下水道ポンプ場(小野田処理区)は平成8年供用開始、下水道ポンプ場(厚狭処理区)は平成6年供用開始、どの施設も経年劣化による機能低下が顕著になっている。これらの機能を回復させるため施設の長寿命化・改築・更新を行う。	R2以前～ R10以降	455,000	下水道課
し尿受入施設整備事業			小野田浄化センターの老朽化のため令和3年度に整備方針の検討を行ったところ、し尿及び浄化槽汚泥を下水道へ投入し処理することが経済的に有利との結論となった。し尿及び浄化槽汚泥の安定処理のため、社会資本整備総合交付金を活用し、し尿受入施設を整備する。事業実施にあたっては市に代わって事業実施が可能な下水道事業団へ委任する。 令和5年度は基本計画策定及び測量、地質調査を行う。	R4～ R10以降	31,000	下水道課
下水道管渠維持管理事業			管渠の詰まりを解消するための清掃や汚泥引抜き、管渠の老朽化等による破損の補修、路面陥没の復旧、管渠の点検を行う。	R2以前～ R10以降	33,993	下水道課
不明水対策事業			近年の集中豪雨により、市内一円の下水道処理区域の一部の地域において汚水量が急激に増加し、各水処理センターでトラブルが発生している。また、高千帆汚水中継ポンプ場においても、雨天時に流入量が増加し、施設の能力を上回る恐れがある。新たに接続する予定の大規模団地においても、不明水の流入により下水道施設の運転に支障が出ないか調査等が必要となっている。下水道施設の安定的な運転及び市民の生活環境の保全のため、汚水以外の不明水流入を防止する対策を実施する。	R2以前～ R6	15,000	下水道課

事業名	重点施策	横断的 施策	事業概要	事業期間	令和5年度 事業費 (単位:千円)	担当課
下水道事業管理運営事業			令和元年度から公営企業会計へ移行したことから、企業会計のメリットを生かした安定的かつ持続可能な下水道経営を目指す。また、人口減少等に伴う使用料の減少や資産老朽化による更新費用の増大等の課題に対応するため、水道局と連携した使用料収納率の維持・向上や水洗化率向上に向けた取組等を行い、収入の維持・確保に努める。	R2以前～ R10以降	25,602	下水道課
上下水道使用料徴収システム機器更新事業			下水道使用料の徴収は水道料金と合わせて水道局で実施している。使用料の賦課・徴収に必要な上下水道料金システムの機器更新について、水道局と協議の上、負担割合に基づいた負担金を支出する。 令和5年度は、令和4年度に行ったサーバ更新の負担金(2年目)と、インボイス制度が開始されるため必要なシステム改修について負担金を計上する。	R2以前～ R10以降	1,010	下水道課
住民情報系システム帳票アウトソーシング事業			通知書等の印刷・封入封緘作業は、決められた期間内に本来業務と並行して行わなければならない、時間外の作業も発生している。また、現在のように市で印刷を行う場合、プリンターやパースターなど専用機器の維持費も恒常的にかかっている。県内5市2町による住民情報系システムの共同調達(やまぐち自治体クラウド)において、帳票印刷・封入封緘サービスの委託を行う。	R2以前～ R10以降	30	下水道課
処理場維持管理事業			市内の生活排水等について、適切な汚水処理を継続して実施するため、下水道施設(小野田・山陽水処理センター)の維持管理を行う。近年は、施設の老朽化が著しく、機能が損なわれたものについて、適宜、修繕を行い施設としての機能を維持し流下下水の停滞を防ぐとともに、公共用水域の汚濁防止のため適正な汚水処理を行う。	R2以前～ R10以降	335,994	下水道課
汚水中継ポンプ場維持管理事業			市内の生活排水等について、適切な汚水処理を継続して実施するため、下水道施設(高千帆汚水中継ポンプ場、竜王汚水中継ポンプ場、厚狭汚水中継ポンプ場)の維持管理を行う。近年は、施設の老朽化が著しく、機能が損なわれたものについて、適宜、修繕を行い施設としての機能を維持し流下下水の停滞を防ぐとともに、公共用水域の汚濁防止のため適正な汚水処理を行う。	R2以前～ R10以降	26,074	下水道課
下水道管理デジタル化推進事業		デジタル 化	下水道事業の効率的な運営のため、紙媒体で管理している既存の情報や金融機関との取引をデジタル化し、職員の事務負担の軽減やミスの防止を図る。	R5～ R10以降	2,710	下水道課
農業集落排水維持管理事業			企業会計のメリットを生かした安定的かつ持続可能な下水道(農業集落排水)経営を目指す。また、農業集落排水施設の機能を維持するため、適正な維持管理を行う。	R2以前～ R10以降	7,452	下水道課
農業集落排水施設機能強化事業			福田地区及び仁保の上地区農業集落排水処理施設は、建設から20年以上経過し、設備が老朽化しているため、施設の長寿命化及び維持管理の低減を目的にストックマネジメントの手法を用いた農業集落排水施設の維持管理・更新を実施する。	R2以前～ R6	15,000	下水道課
<b>(5)合併浄化槽の整備</b>						
浄化槽整備推進事業			公共下水道事業計画区域外及び農業集落排水整備区域外にある住宅に浄化槽を設置する人に対して補助金を交付する。令和8年度までに汚水処理の概成を求められている中、令和2、3年度に汚水処理施設整備構想及び公共下水道全体計画の見直しを行い、公共下水道で整備する区域を縮小した。計画区域から除外された地域については今後、合併処理浄化槽の設置により汚水処理整備を進めていくこととなるため、従来の補助金に上乘せを行うことで汚水処理人口普及率の向上を図る。	R2以前～ R10以降	71,633	下水道課

事業名	重点施策	横断的 施策	事業概要	事業期間	令和5年度 事業費 (単位:千円)	担当課
<b>基本施策19 道路・交通網及び港湾施設の充実</b>						
<b>(1)道路網の整備</b>						
市道浜崎1号線他道路改良事業			市道浜崎1号線は、国道190号と埴生市街地を結ぶ重要な路線であり、山口県が行っている前場川の拡幅に併せて道路を拡幅し歩道を設置する。	R2以前～ R5	38,062	土木課
市道くし山線道路改良事業			市道くし山線は、JR小野田駅の北側を東西に走り県道小野田山陽線と県道小野田美東線を結ぶ延長約870mの市道である。 この度、山口県が行っている県道小野田山陽線の4車線化事業による交差点改良に併せて、市道くし山線の未整備区間の拡幅および歩道の設置を行い、利用者の交通安全環境の向上を図る。	R5～ R10以降	5,100	土木課
市道舗装リフレッシュ事業			大型車の交通量が多い幹線市道は、舗装の傷みが激しく、轍やクラックが発生しているため、切削オーバーレイ等による舗装のリフレッシュを石油貯蔵施設立地対策交付金を活用して行う。あわせて幹線市道における道路照明のLED化を実施する。	R5～ R10以降	25,000	土木課
橋梁長寿命化点検事業			既設の市道橋は、道路法施行規則に基づき、橋梁点検を行い、その健全性を診断する必要がある。 平成25年に策定した「山陽小野田市橋梁長寿命化修繕計画」に基づき定期点検を実施しており、平成30年度で1巡目の点検を完了した。現在は2巡目の点検を実施している。	R2以前～ R10以降	20,000	土木課
橋梁補修事業			重要インフラである市道橋は「山陽小野田市橋梁長寿命化修繕計画」に基づき適切に補修することで、施設の延命を実現し、橋梁のインシヤルコストやランニングコストの軽減を図ることができる。	R2以前～ R10以降	40,000	土木課
市道管理事務事業			国道や県道などの幹線道路を補完する市道を適正に維持管理することにより、市民生活の利便性や安全性を向上させる。 道路パトロールや道路占用事務、境界確認を行う。	R2以前～ R10以降	13,019	土木課
道路台帳整備事業			道路法で作成が義務づけられている道路台帳について、毎年適切に更新する。 また、令和5年度は、GIS基本図の更新に伴い、道路背景図を更新する。	R2以前～ R10以降	12,372	土木課
道路環境整備事業			市民に対する生活の利便性、交通の安全性を向上させるため市道の除草等を行う。	R2以前～ R10以降	18,762	土木課
道路施設等点検事業			道路施設の劣化、変状が起因となる事故は、人命に関わる重大事故につながる危険性があるため、国の点検要領に基づき道路施設の健全性の点検を行う。令和5年度は舗装点検を行う。	R4～ R10以降	13,000	土木課
道路橋りょう維持補修事業 (修繕料)			市道の舗装や側溝を補修して、道路の安全を図る。	R2以前～ R10以降	54,220	土木課
道路橋りょう維持補修事業 (工事費)			老朽化した舗装改修や側溝改修を緊急性の高い箇所から計画的に整備する。	R2以前～ R10以降	9,767	土木課
小規模土木事業			生活に密接する公共性の高い道路等を整備する自治会に助成金を交付する。 事業費限度額:200万円 補助率:70%	R2以前～ R10以降	24,158	土木課
都市計画道路整備県事業 負担金			山口県が行っている都市計画道路新開作二軒屋線について、事業費にかかる市負担金を山口県に支払う。	R2以前～ R10以降	20,000	都市計画課

事業名	重点施策	横断的 施策	事業概要	事業期間	令和5年度 事業費 (単位:千円)	担当課
<b>(2) 持続可能な地域公共交通網の形成</b>						
JR美祢線利用促進事業			JR美祢線の利用促進を図るため、本市と美祢市、長門市ほか商工・観光関係団体、県、JR西日本で連携してJR美祢線利用促進協議会を設置し、企画列車の運行や旅行商品の造成、利用助成事業等を行う。	R2以前～ R10以降	1,300	商工労働課
JR小野田線利用促進事業			JR小野田線の利用促進を図るため、本市の市民団体や学校関係者からなるJR小野田線利用促進協議会を設置し、利用者目線で利用促進に向けた協議を行うほか、利用補助制度や啓発活動等を実施する。	R2以前～ R10以降	300	商工労働課
駅舎バリアフリー化整備事業			JR西日本が実施するJR厚狭駅におけるバリアフリー化工事(エレベーター設置等)に対して補助を行う。また、在来線柵外に整備する多機能トイレ等の維持管理を行う。	R2以前～ R10以降	59,505	商工労働課
地方バス路線維持対策事業			バス事業者3社(船木鉄道、サンデン交通、宇部市交通局)に対して補助金を交付し、市民の日常生活に必要なバス路線を維持する。	R2以前～ R10以降	137,038	商工労働課
地域公共交通会議開催事業			地域公共交通会議を開催し、「地域公共交通計画」に基づく持続可能な地域公共交通を形成する。	R2以前～ R10以降	102	商工労働課
共通時刻表作成事業			市内公共交通の利便性向上を図るため、宇部市交通局が作成する、市内を走る路線バス(船木鉄道、サンデン交通、宇部市交通局)の宇部市・山陽小野田市共通バス時刻表に係る経費を一部負担する。	R2以前～ R10以降	250	商工労働課
バス停更新事業			バス事業者に対して補助金を交付し、コミュニティバス路線のうち、老朽化したバス停設備の更新等を行う。	R2以前～ R10以降	200	商工労働課
厚狭北部デマンド型交通運営事業			市民の交通利便性の確保を図るため、厚狭北部地域を対象に、デマンド型交通(予約型乗合タクシー)を運行する。	R2以前～ R10以降	8,300	商工労働課
交通マップ作成事業			WEB上で公共交通(バス停、駅)の運行経路マップを作成・掲示し、その利用促進を図る。	R2以前～ R10以降	ゼロ予算	商工労働課
モビリティ・マネジメント事業			公共交通の維持・確保を図るため、通常自家用車を利用している市民や、市内の小・中・高校や事業所などを中心に、公共交通利用に係る啓発活動を行う。	R2以前～ R10以降	ゼロ予算	商工労働課
JR小野田線、バス路線相互利用促進事業			公共交通利用者の利便性向上を図るため、鉄道とバスの接続に係るダイヤ調整を行う。	R2以前～ R10以降	ゼロ予算	商工労働課
コミュニティバス更新事業			船木鉄道(株)が実施する、老朽化したコミュニティバス車両(厚狭北部便)の更新に要する経費を補助する。	R2以前～ R10以降	1,000	商工労働課
JR小野田線活性化事業			JR小野田線の活性化を図るため、本市及び県、宇部市、西日本旅客鉄道株式会社、山口大学でJR小野田線活性化委員会を設置し、JR小野田線をより利用し易くする仕組みづくりや、沿線の宇部市との連携事業等を通じた利用促進を図る。	R2以前～ R10以降	900	商工労働課
高泊地区デマンド型交通運営事業		デジタル 化	市民の交通利便性の確保を図るため、高泊地区を対象に、デマンド型交通(予約型乗合タクシー)を運行する。	R4～ R10以降	6,100	商工労働課
「バス・タクシー運転士体験会&就業説明フェア」開催事業			バス・タクシーの運転士確保を図るため、県央連携都市圏域の7市町で連携し、「バス・タクシー運転士体験会&就業説明フェア(仮称)」を開催する。	R5～ R10以降	140	商工労働課
<b>(3) 駐車場・駐輪場の整備</b>						
厚狭駅南口駐車場管理運営事業			平成11年の新幹線厚狭駅の開業に併せて開設した厚狭駅南口駐車場について、適正な維持管理を行う。	R2以前～ R10以降	10,028	都市計画課

事業名	重点施策	横断的 施策	事業概要	事業期間	令和5年度 事業費 (単位:千円)	担当課
駐輪場改修事業			JR厚狭駅周辺の駐輪場不足を解消するため、市有地を活用し、厚狭駅在来線側に駐輪場を新たに整備します。	R2以前～ R4	4,165	都市計画課
駅前広場管理運営事業			小野田駅、厚狭駅の駅前広場について、草刈、花壇管理、施設補修などを行い、適切な維持管理を行う。	R2以前～ R10以降	1,816	都市計画課
<b>(4)広域交通網の整備</b>						
県道改良事業負担金			市内にある県道には、交通渋滞の解消や歩行者の安全確保、運転環境の向上等、安全に対する課題がある路線がある。県ではそのような路線について計画的に改良事業を行っている。市はそれら事業費の一部を負担する。	R2以前～ R10以降	12,250	土木課
<b>(5)港湾施設の整備</b>						
小野田港湾整備事業償還金等			市は小野田港埠頭用地造成事業に係る県債償還費の一部を負担する。県は、収入に見合う事業を継続して実施する。港の利用に係る各協会に加入し連携を図る。	R2以前～ R10以降	15,828	土木課
港湾整備事業負担金			小野田港は重要港湾に指定されており、地域経済発展のため、県と連携して港湾施設の整備を促進する。小野田港の利用促進のため、老朽化した施設の改修をするとともに泊地・航路の浚渫を実施する。市はそれら事業費の一部を負担する。	R2以前～ R10以降	23,250	土木課
<b>基本施策20 適正な土地利用の推進</b>						
<b>(1)適正な土地利用の推進</b>						
用地対策事業			土地収用法に規定する用地補償事務であり、計画的な用地取得により公共事業の円滑な推進を図る。	R2以前～ R10以降	103	土木課
土地利用規制等対策事業			適正な土地利用を図ることを目的とした国土利用計画に基づいた事務処理を行う。	R2以前～ R10以降	83	都市計画課
都市計画審議会運営事業			都市計画の決定および変更等の審議案件について、都市計画法の規定に基づき、都市計画審議会を開催する。	R2以前～ R10以降	112	都市計画課
都市計画図更新事業			都市計画の変更、宅地開発の進展、公共施設の建替・新設等、地形や建物の大幅な変化に対応させるため、日本初となる衛星リモートセンシングデータを利用して都市計画基本図の更新作業を行う。	R4～ R5	19,250	都市計画課
地理情報システム管理事業			情報公開システム(公開型GIS)について、システム保守を行う。	R2以前～ R10以降	9,309	都市計画課
ドローン活用事業			ドローンを使用し、都市公園、文化財などの観光素材や祭りなどのイベント状況、公共施設(庁舎、学校、文化会館、オートレース場等)などを撮影し、ホームページや観光パンフレット等に掲載して市をPRする。また、防災への活用として災害状況の撮影を行う。	R2以前～ R10以降	260	都市計画課
都市計画道路見直し事業			都市計画道路のうち計画決定から30年以上経過した路線等について、山口県から示された「都市計画道路の見直し基本方針」に基づき、各路線の必要性等を検討し、廃止を含めた道路計画の見直しを行う。	R2以前～ R10以降	15,000	都市計画課
建築指導事業			限定特定行政庁として取り扱う建築物について、その計画が建築基準法や関係法令に適合しているか審査事務を行う。また、完了した建築物について、現場検査業務を行う。	R2以前～ R10以降	799	都市計画課
開発指導事業			都市計画法の規定に基づく開発行為許可申請、市条例の規定に基づく土地開発届出について、開発基準等の適合審査を行い、許可や承認を行う。	R2以前～ R10以降	ゼロ予算	都市計画課

事業名	重点施策	横断的 施策	事業概要	事業期間	令和5年度 事業費 (単位:千円)	担当課
厚狭駅南部地区土地区画 整理事業利子補給事業			厚狭駅南部地区土地区画整理事業を円滑に進めるため、山陽小野田市土地開発公社が金融機関からの借入により費用を負担しており、市は毎年発生する借入利息の補給を行う。	R2以前～ R10以降	699	都市計画課
<b>(2)市街地の整備</b>						
山陽小野田市厚狭駅南部 地区定住奨励金事業			「厚狭駅南部地区まちづくり基本計画」に基づき、モデル地区において定住を促進し地域の活性化を推進するため、モデル地区内に定住する意思をもって住宅を取得し居住した者に対し奨励金を交付する。	R3～ R7	1,000	都市計画課
<b>(3)住居表示区域の拡大</b>						
住居表示維持管理事業			住居表示台帳の修正(土地の分合筆、建物の加除)や街区表示板の取付状況について調査・点検を行い、適切な維持管理を行う。	R2以前～ R10以降	575	都市計画課